

令和3年1月19日

報道各位

業務規程及び受託契約準則の変更に係る認可について

業務規程及び受託契約準則一部変更の件(令和2年12月17日開催第285回 定例理事会 決議)につきましては、農林水産大臣に認可申請しておりましたところ、令和3年1月18 日付けで別添のとおり認可を受けましたことをご報告申し上げます。

以上

農林水産省指令2食産第5216号

大阪府大阪市西区阿波座一丁目10番14号 大阪堂島商品取引所 理事長 岡本 安明

令和3年1月12日付け3堂島商取発第5号をもって認可申請のあった業務規程及び受託契約準則の変更については、商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の規定に基づき、申請のとおり認可する。

令和3年1月18日

農林水産大臣 野上 浩太郎

# 業務規程及び受託契約準則変更理由書

## 1 変更の趣旨

#### 【業務規程】

本所は、来年8月に米穀の試験上場の期限を迎えるにあたり、本上場の実現に向け、取引量の拡大及び取引参加者の裾野を拡げることに種々取組んでいるところであるが、特に生産者をはじめとする当業者に向けては、我が国の米穀における国内需要が減少の一途を辿るなかで喫緊の課題とされる需要の拡大に向けて、貢献しうる市場を提供することを旨とし、これに即した市場ニーズの調査を行うなかで検討を重ねてきた結果、今般、米穀の輸出促進を図るコンセプトのもと、輸出実績が最も多い新潟県に受渡地に着目するなかで、「新潟コシEXW(輸出することを目的として有害金属検査を行った新潟県産コシヒカリをいう。)」を米穀の先物取引における標準品に追加することとする。

### 【受託契約準則】

業務規程の変更に伴い所要の変更を行うこととする。

### 2 主な変更内容

#### 【業務規程】

・新潟コシEXW(輸出することを目的として有害金属検査を行った新潟県産コシヒカリをいう。)を追加した。

- ・新潟コシEXWの取引の概要は、別紙「新潟コシEXW取引要綱」のとおり。 【受託契約準則】
- ・受渡決済に伴う条文を整理するとともに、新潟コシEXWの追加に伴い受渡決済の特例に係る規定にこれを追加し、また新たに第9章の2を設け、新潟コシEXWにおける委託者等における制限等について明記した。

#### 3 施行時期等

- ・新潟コシEXWに関する業務規程及び受託契約準則の一部変更は、いずれも 令和3年3月22日又は農林水産大臣の認可の日のいずれか遅い日から施行 する。
- ・新潟コシEXWの取引開始日は、令和3年3月22日とし、変更後の業務規程第7条第1項第1号ホの規定にかかわらず、当初の取引限月を令和3年11月限、令和4年11月限、令和5年11月限とする。

以上

# 新潟コシEXW 取引要綱

	概要
標準品	新潟コシEXW(新潟コシを輸出対象とした先物取引)
	・新潟コシ(新潟県産コシヒカリ)
受渡供用品	新潟県産コシヒカリ
	・農産物検査法に基づく検査規格水稲うるち玄米1等品及び2等品
	・有害金属検査済み
	玄米のカドミウム含有量 0.1ppm(0.1mg/kg)以下
受渡場所	本所指定倉庫
受渡方法	期日受渡し
取引単位	1枚(50 俵、3,000kg)
受渡単位	1枚(50 俵、3,000kg) 紙袋100袋
呼値及び呼値の単位	1俵(60kg) 10 円刻み
限月	3限月制
	・新甫発会日の属する月の翌月から 36 か月以内の各 11 月限
納会日	当該限月の20日(当日が休業日の時は順次繰り上げる)
新甫発会日	納会日の翌営業日
受渡日	納会日の2営業日後
取引時間	午前9時~午後3時
制限值段	300円

## ※等級間格差は300円(予定)

#### ※取引の制限

- (1) 1番限の売建玉を有する者のうち、新規需要米の申請をした者については、買戻しによる取引の結了を行ってはならない。
- (2) 新規需要米の申請をした者は、遅滞なく、本所に届け出なければならない。
- (3) 新規需要米の認定を受けた者については、納会後、農林水産省の要領に沿って必要書類 (需要者名含む。)を提出しなければならない。
- (4) 受渡品を受領した受方は、受渡品を自ら輸出することについて、発注の都度誓約しなければならない。
- (5) 受渡品を受領した受方は、農林水産省の要領に沿って必要書類(生産者名含む。)を提出しなければならない。

以上

# 業務規程変更案対照表

下線部は変更箇所

変 更 案	現 行
業務規程	業務規程
(商品市場・上場商品等) 第1条 本所は、農産物及び砂糖の先物取引並びに農産物(とうもろこし <u>及び</u> 米穀のうち第8条第2項第4号ホに規定するものを除く。)及び砂糖の実物 取引を行うための商品市場を開設する。 2・3 (略)	(商品市場・上場商品等) 第1条 本所は、農産物及び砂糖の先物取引並びに農産物(とうもろこしを除く。)及び砂糖の実物取引を行うための商品市場を開設する。 2・3 (略)
(当月限納会日) 第3条 現物先物取引における当月限納会日は、次に掲げる日(当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)とする。 (1)・(2) (略) (3) 米穀	<ul> <li>(当月限納会日)</li> <li>第3条 現物先物取引における当月限納会日は、次に掲げる日(当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)とする。</li> <li>(1)・(2) (略)</li> <li>(3) 米穀 (新設) (偶数月の20日(新設)</li> <li>(4) (略)</li> </ul>
(取引の対象)	(取引の対象)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 実物取引の対象は、第1条第2項に定める上場商品構成物品(とうもろこ	2 実物取引の対象は、第1条第2項に定める上場商品構成物品(とうもろこ

変 更 案	現 行
し及び米穀のうち第8条第2項第4号ホに規定するものを除く。)とする。	しを除く。)とする。
(取引の期限)	(取引の期限)
第7条 現物先物取引の期限は、次のとおりとする。	第7条 現物先物取引の期限は、次のとおりとする。
(1) 農産物市場	(1) 農産物市場
イ~ハ (略)	イ~ハ (略)
ニ 米穀のうち第8条第2項第4号イからニまでに規定するものにあっ	ニ 米穀にあっては、毎偶数月の当月限納会日の翌営業日を新甫発会日と
ては、毎偶数月の当月限納会日の翌営業日を新甫発会日とし、新甫発会	し、新甫発会日の属する月の翌月から起算した12か月以内の各偶数限月
日の属する月の翌月から起算した12か月以内の各偶数限月によるもの	によるものとする。
とする。	
ホ 米穀のうち第8条第2項第4号ホに規定するものにあっては、当月限	(新設)
納会日の翌営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から	
起算した36か月以内の各年の11月限によるものとする。	
2 (略)	2 (略)
(現物先物取引の標準品等)	(現物先物取引の標準品等)
第8条(略)	第8条 (略)
2 現物先物取引の標準品は、次のとおりとする。	2 現物先物取引の標準品は、次のとおりとする。
(2) 小豆	(2) 小豆
北海道十勝産 農産物検査法 (昭和26年法律第144号、以下「農産物検	北海道十勝産 農産物検査法に基づく検査規格一般小豆(普通小豆)2
<u>査法」という。)</u> に基づく検査規格一般小豆(普通小豆) 2 等合格品	等合格品
(3) (略)	(3) (略)
(4) 米穀	(4) 米穀
イ~ニ (略)	イ~ニ (略)

(新設)

ホ 新潟コシEXW(輸出することを目的として有害金属検査を行った新潟

変 更 案	現 行
県産コシヒカリをいう。)	
なお、イから <u>ホ</u> までのいずれにあっても、米穀等の取引等に係る情報の記	なお、イから <u>ニ</u> までのいずれにあっても、米穀等の取引等に係る情報の記録
録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)に基づく記録が	及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)に基づく記録がなさ
なされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検	れかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格
査規格水稲うるち玄米1等品に限る。	水稲うるち玄米1等品に限る。
(5) (略)	(5) (略)
(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)	(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)
第9条 (略)	第9条 (略)
種 類 呼 値 呼値の単位 取引単位及び受渡単位	種 類 呼 値 呼値の単位 取引単位及び受渡単位
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) 米穀	(4) 米穀
イ~ニ (略)	イ~ニ (略)
ホ 新潟コシEXW 1俵(60麹) 10円 1枚(3,000麹)	(新設)
(5) (略)	(5) (略)
<u>(新潟コシEXWの取扱い)</u>	
第20条の9 米穀のうち第8条第2項第4号ホに規定するものに対しては、ス	第20条の9 <u>削除</u>
トップロス取引を適用しない。	
(ルロ四独人口)をかみず三四独立代表の性(切)	(水月阳如人口)。2014,末四约宁代之内杜(阳)
(当月限納会日における売買約定成立の特例)	(当月限納会日における売買約定成立の特例)
第21条の2 (略)	第21条の 2 (略)
2 前項の規定は、米穀のうち第8条第2項第4号ホに規定するものに対して	(新設)
は適用しない。 	
(受渡しの場所)	(受渡しの場所)

変 更 案	現 行
第88条の22 受渡しの場所は、各標準品に係る米穀受渡細則に定める指定倉庫とする。ただし、実物取引については当事者の合意により、本所の承認を受けたときは、この限りでない。	第88条の22 受渡しの場所は、米穀受渡細則に定める指定倉庫とする。ただし、 実物取引については当事者の合意により、本所の承認を受けたときは、この 限りでない。
(早受渡し) 第88条の24 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、前条 第1項に規定する受渡日前に受渡し(以下この節において「早受渡し」とい う。)を希望するときは、米穀受渡細則(東京コメ、新潟コシ、秋田こまち及 び宮城ひとめ)の定めるところにより、これを行うことができる。 2 前項の規定は、米穀のうち第8条第2項第4号ホに規定するものに対して は適用しない。	第1項に規定する受渡日前に受渡し(以下この節において「早受渡し」という。)を希望するときは、 <u>米穀受渡細則</u> の定めるところにより、これを行うことができる。
(米穀受渡細則) 第88条の40 本節に定めるもののほか、米穀の受渡しに関し必要な事項は、 <u>各</u> 標準品に係る米穀受渡細則の定めるところによるものとする。	(米穀受渡細則) 第88条の40 本節に定めるもののほか、米穀の受渡しに関し必要な事項は、米 穀受渡細則の定めるところによるものとする。
第7章の3 米穀(新潟コシEXW)の取引に係る特例	(新設)
(新潟コシEXWに係る特例) 第183条 前章までに規定するもののほか、米穀のうち第8条第2項第4号ホ に規定するもの(以下この章において単に「新潟コシEXW」という。)の取 引については、この章の規定するところにより取り扱うものとする。	第183条 <u>削除</u>
(取引の制限)         第183条の2       1 番限に売建玉を有する者のうち「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省	(新設)

変 更 案	現  行
生産局長通知)(以下この章において「農林水産省要領」という。)の定める	
ところにより新規需要米取組計画書を農林水産省北陸農政局長(以下「農政	
局長」という。)に提出した者は、買戻しによる取引の結了を行ってはならな	
<u> </u>	
2 前項に規定する日以降の当月限において、自己、同一の委託者又は同一の	
取次委託者が売建玉及び買建玉の両方を有してはならない。	
3 第1項に規定する新規需要米取組計画書の提出をした者は、その提出後遅	
滞なく、本所に届け出なければならない。	
4 第1項に規定する新規需要米取組計画書の提出をした者のうち新規需要	
米の認定を受けた者は、納会後、農林水産省要領の定めるところにより様式	
及び書類(需要者名含む。)を農政局長に提出しなければならない。	
5 新規需要米の認定を受けた受渡品を受領した受方は、納会後、農林水産省	
要領の定めるところにより様式及び書類 (生産者名含む。) を農政局長に提出	
しなければならない。	
6 新規需要米の認定を受けた受渡品を受領した受方は、納会後、農林水産省	
要領別紙様式第4-5号の2及び受託契約準則に基づき本所が定める売買報	
告書及び売買計算書を渡方に提出しなければならない。	
(輸出に係る誓約)	
第183条の3 クリアリング機構が定める受渡しによる決済について、受方は、	(新設)
受領した受渡品を自ら輸出することについて、発注の都度(ただし、当該発	
注に係る登録が立会終了時に効力を失った場合において、翌営業日以降も継	
続して登録する場合を除く。)誓約しなければならない。	
2 前項の誓約に違反した者は、当該違反が判明した時点における当該者の建	
玉を処分する又は受託会員をして処分させるものとし、以後新潟コシEXWの	
取引又はその委託を行うことができないものとする。	

変更繁	現 行
(積載完了の届出)	
第183条の4 受渡品の積載後、受方は、遅滞なく当該受渡品に係る積載完了	(新設)
届に本所が必要と認める書類を添付し、本所に届出なければならない。	
2 前項の届出は、受渡品全量の積載が完了するまで、受渡品の積載が完了し	
た都度、行わなければならない。	
附則	
1 令和2年12月17日開催の理事会において決議された第1条(商品市場・上	
場商品等)、第3条(当月限納会日)、第6条(取引の対象)から第9条(呼	
値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)まで、第21条の2(当月限納会日	
における売買約定成立の特例)、第88条の22 (受渡しの場所)、第88条の24 (早	
受渡し) 及び第88条の40 (米穀受渡細則) の変更、第20条の 9 (新潟コシEXW	
の取扱い)、第7章の3 米穀 (新潟コシEXW) の取引に係る特例及び第183	
条(新潟コシEXWに係る特例)から第183条の4(積載完了の届出)の新設	
は、農林水産大臣の認可の日(令和3年1月18日)又は令和3年3月22日	
<u>のいずれか遅い日から施行する。</u>	
2 前項の規定にかかわらず、システム障害、天災地変その他やむを得ない事	
由により、同項に定める日に施行することが適当でないと本所が認める場合	
は、当該日以降の理事会が定める日に施行する。この場合において、施行に	
際し必要な事項は、理事会が定める。	

# 受託契約準則変更案対照表

下線部は変更箇所

変 更 案 行 現 受託契約準則 受託契約準則 (受渡しによる決済) (受渡しによる決済) 第16条 (略) 第16条 (略)  $2 \sim 4$  (略)  $2 \sim 4$  (略) 5 第1項、第2項及び第4項の規定は、米穀の取引を、第88条の39の規定に 5 第1項、第2項及び第4項の規定は、米穀(業務規程第8条第2項第4号 | イに定めるものに限る。)の取引を、第88条の39の規定に基づく受渡し(以下 基づく受渡し(以下「合意早受渡し」という。)により決済しようとする場合 「合意早受渡し」という。)により決済しようとする場合において準用する。 において準用する。この場合において、「当月限納会日 | 又は「当月限受渡日 | この場合において、「当月限納会日 | 又は「当月限受渡日 | とあるのは「受渡 とあるのは「受渡日」と、「倉荷証券」とあるのは「合意した受渡書類」と読 日」と、「倉荷証券」とあるのは「合意した受渡書類」と読み替えるものとす み替えるものとする。 る。 (略) (略) (米穀(新潟コシ、秋田こまち、宮城ひとめ及び新潟コシEXW)の受渡しによ (米穀(新潟コシ、秋田こまち及び宮城ひとめ)の受渡しによる決済の特例) る決済の特例) 第42条 委託者は、米穀(業務規程第8条第2項第4号ロからホまでに定める 第42条 委託者は、米穀(業務規程第8条第2項第4号ロ、ハ及びニに定める 米穀に限る。以下この条おいて同じ。)の取引を受渡しにより決済しようとす 米穀に限る。以下この条において同じ。)の取引を受渡しにより決済しようと るときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うも するときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行う のとする。 ものとする。  $2 \sim 9$  (略)  $2 \sim 9$  (略) 10 第4項を除く前各項の規定は、米穀(業務規程第8条第2項第4号ホに定 | 10 第4項を除く前各項の規定は、米穀の取引を、合意早受渡しにより決済し

ようとする場合において準用する。この場合において、「当月限納会日」及び

めるものを除く。)の取引を、合意早受渡しにより決済しようとする場合にお

変 更 案	現 行
いて準用する。この場合において、「当月限納会日」及び「当月限受渡日」と	「当月限受渡日」とあるのは「受渡日」と、「荷渡指図書及び在庫証明書」と
あるのは「受渡日」と、「荷渡指図書及び在庫証明書」とあるのは「合意した	あるのは「合意した受渡書類」と読み替えるものとする。
受渡書類」と読み替えるものとする。	
第9章の2 米穀(新潟コシEXW)の取引に係る特例	(新設)
(輸出に係る受方の誓約)	
第43条 クリアリング機構が定める受渡しによる決済について、「需要に応じ	第43条から第63条まで 削除
た米の生産・販売の推進に関する要領」(平成26年4月1日付け25生産第3578	
号農林水産省生産局長通知)(以下この章において「農林水産省要領」とい	
う。) の定めるところにより新規需要米の認定を受けた受渡品を受領した受	
方である委託者等は、受領した受渡品を自ら輸出することについて、発注の	
都度(ただし、当該発注に係る登録が立会終了時に効力を失った場合におい	
て、翌営業日以降も継続して登録する場合を除く。) 本所が定める様式により	
誓約しなければならない。	
2 前項の誓約は、受託会員(委託者等が取次委託者である場合は取次者及び	
当該取次者の受託会員)を通じて本所に提出しなければならない。	
(新規需要米に係る届出等)_	
第44条 米穀のうち業務規程第8条第2項第4号ホに規定するもの(以下この	(新設)
章において単に「新潟コシEXW」という。)における建玉について農林水産	
省要領の定めるところにより新規需要米取組計画書を農林水産省北陸農政	
局長(以下「農政局長」という。)に提出した委託者等は、当該事実を証する	
書面をもって、遅滞なく本所に届け出なければならない。	
2 前条第2項の規定は、前項の届出において準用する。	
3 第1項に規定する新規需要米取組計画書の提出をした委託者が新規需要	

変 更 案	現 行
米の認定を受けた場合にあっては、納会後、農林水産省要領の定めるところ	
により様式及び書類(需要者名含む。)を農政局長に提出しなければならな	
<u> </u>	
4 新規需要米の認定を受けた受渡品を受領した受方である委託者は、農林水	
産省要領の定めるところにより様式及び書類(生産者名含む。)を農政局長に	
提出しなければならない。	
5 新規需要米の認定を受けた受渡品を受領した受方である委託者は、納会	
後、農林水産省要領別紙様式第4-5号の2及び本受託契約準則に基づき本	
所が定める売買報告書及び売買計算書を渡方である委託者に提出しなけれ	
ばならない。_	
_(取引の制限)_	
第45条 前条第1項に規定する新規需要米取組計画書の提出をした委託者等	(新設)
は、買戻しによる取引の結了を行ってはならない。	
2 委託者等は、当月限において、自己、同一の委託者又は同一の取次委託者	
が売建玉及び買建玉の両方を有してはならない。	
(誓約に反した者の委託等の禁止)	
第46条 第43条第1項の誓約に違反した委託者等は、以後新潟コシEXWの委託	(新設)
(取引の委託の取次ぎを含む。)を行うことができないものとする。	
(取引成立の通知の特例)	
第47条 第19条の取引成立の通知の他、受託会員は、納会後、新規需要米の認	(新設)
定を受けた渡方である委託者に対しては、当該新規需要米の認定を受けた受	
渡品を受領する受方である委託者名を通知しなければならない。	
2 受託会員は、納会後、受方である委託者が受領する受渡品が、新規需要米	

変 更 案
<ul><li>の認定を受けている場合、当該受方に対してその旨を通知するとともに、第</li></ul>
44条第3項及び第5項の規定の内容について通知しなければならない。
第48久かと第62久まで、間除
<u>第48条から第63条まで 削除</u>
<u>附則</u>
1 令和2年12月17日開催の理事会において決議した第16条(受渡しによる決
済)、第42条(米穀(新潟コシ、秋田こまち及び宮城ひとめ)の受渡しによる
決済の特例) の変更並びに第9章の2 新潟コシEXWの特例及び第43条 (輸
出に係る受方の誓約)から第47条(取引成立の通知の特例)の新設は、農林
水産大臣の認可の日(令和3年1月18日)又は令和3年3月22日のいずれ
か遅い日から施行する。_
2 前項の規定にかかわらず、システム障害、天災地変その他やむを得ない事
由により、同項に定める日に施行することが適当でないと本所が認める場合
は、当該日以降の理事会が定める日に施行する。この場合において、施行に
際し必要な事項は、理事会が定める。